

## <応募要項>

# 令和2年度

# 唐津市うみ・やま・かわ環境調和のまちづくり事業

唐津市の景観に恵まれた自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、市民参加による地域環境活動事業を実施する企業、団体、グループ等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業です！

かんね

※当事業は NPO 法人唐津環境防災推進機構 KANNE（以下、KANNE）が唐津市より中間支援団体として業務を受託しています。

## 1 補助対象活動

補助金の交付の対象となる事業は、市民が広く参加し、自主的、主体的及び継続的に取り組む自然環境と市民生活を調和させる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### ①環境保護・環境美化事業

#### ア 自然環境の保護・保全に資する事業

- (i) 森林の育成・保全等により森林の多面的な機能を発揮するための活動や、林産物の活動を創出する活動
- (ii) 里地での生物多様性を維持・創出するための活動
- (iii) 河川・湖・湿原等の自然環境の保護・保全活動
- (iv) うみ・やま・かわのつながりを再生する活動
- (v) 海浜・沿岸におけるの保全

#### イ 野生動植物種の保護・保全に資する事業

環境省または佐賀県のレッドリストに掲載された野生動植物種、または生息・生育地の保護・保全。（そのための特定外来種の駆除を含む）ただし、自然のまま生態系の保護を優先すべき地区は対象外とする。

#### ウ 緑化植花事業

公益性が高い場所※1で、市民が主体となって企画し、継続して行っている植林用の苗、草花の種、苗、または球根を植え育てる活動。ただし、自然のまま生態系の保護を優先すべき地区は対象外とする。

※1 公益性の高い場所とは、次に定めるところによる。

- ①公共用地、空き地等地域の拠点となる場所
- ②多くの人目につく道路、水路又は歩道で通行の支障にならない場所
- ③面的にまとまった農地及び遊休地等
- ④前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場所

## ②環境企画・環境教育事業

### ア 地球温暖化防止に資する事業

- (i) 地球温暖化問題・省エネルギーを生活の中から考え、解決していくことをテーマにした活動
- (ii) 地球温暖化を起こさないエネルギーの在り方や先進事例を紹介する講座の開催活動など
- (iii) 消費生活における地球温暖化に与える影響について学ぶワークショップの開催事業など

### イ 循環型社会形成に資する事業

- (i) 地域のリサイクル現場の見学会の開催など
- (ii) 地域の資源物の回収率（回収量）の向上のための効果的な活動など
- (iii) 資源を無駄にしないフリーマーケットイベントの開催など

### ウ 環境教育等の事業

- (i) 体験型環境学習において、継続的に次世代につなげていこうとする活動で、明確な目的を持って行われる学習活動
- (ii) 地域の自然環境を知ることによって自然の大切さを学ぶ環境体験会の開催
- (iii) 唐津市のごみの分別・処理方法について学ぶ分別体験会などのエコイベント
- (iv) 環境についてテーマを設け、子どもたちがテーマについて主体的に考え、活動をするためのサポート活動

### エ 国際的な環境事業

- (i) 他国の環境団体との意見交流会の開催活動
- (ii) 他国の先進事例を体験する環境ツアーの開催活動（リサイクルシステムの現場見学・風車発電パークの見学等）

(iii) 他国の環境団体を唐津市に招待し、唐津市の環境について学ぶ会の開催する活動

### **③環境団体の自主事業の構築・確立事業**

事務局（KANNE）にご相談ください。

前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 施設又は設備の設置等を主たる目的とした事業
- (2) 物品販売等の営利を目的とした事業
- (3) 事業の内容が特定の者の利益のために行う事業
- (4) 政治又は宗教を支持する事業
- (5) 地域住民の親睦会等のイベント
- (6) 国又はその他の地方公共団体の補助を受ける事業
- (7) 財団その他の団体の補助を受ける事業
- (8) 委託を受けて行う事業

## **2 補助対象者**

補助対象者は、NPO法人、ボランティア団体、市民団体又は企業等であり、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 地域住民等5人以上で構成される団体であること。
- (3) その目的及び活動が政治又は宗教に偏らないこと。
- (4) 企業等である場合は、市内に事務所を置いていること。

## **3 補助額**

補助金の額は、補助対象経費の10分の9に相当する額とする。ただし、補助金の限度額は、下記の表の通りである。また、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

事業区分	限度額
①環境保護・環境美化事業	12万円
②環境企画・環境教育事業	50万円
③環境団体の自主事業の構築・確立事業	100万円

※申請できるのは、同年度内に1団体につき1事業までとなります。

## 4 対象となる事業の実施期間

2020年7月1日～2021年3月31日

※なお、前年度採択を受け活動した団体で、実施する事業の内容が前年度からの継続事業と認められる場合には、2020年4月1日に遡って補助対象期間とする。

今年度から①環境保護・環境美化事業は随時審査ではなく、②と③と同じく6月30日ごろに審査結果を通知します。審査結果によっては二次募集などはありませんので、ご了承ください。

## 5 補助金の交付

基本的には事業実施後の支払いですが、全額概算払いも可能です。

## 6 選考方法

### ①環境保護・環境美化事業

事務局（KANNE）による書類審査のみ

### ②環境企画・環境教育事業、③環境団体の自主事業の構築・確立事業

審査員による書類審査と公開審査(団体の代表者等による企画事業のプレゼンテーション：3分、質疑応答5分)で決定されますので、公開審査会に、必ず1名は出席をして事業内容を説明してください。

日時は、6月26日（金）16：00～ を予定しています。

会場は、唐津市民会館 3階 第1会議室（唐津市西城内6番33号）です。

※詳細は、応募団体あてに後日書面にてご案内いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、②と③の審査方法が変更になる場合がございます。ご了承ください。

## 7 選考基準

選考基準は、次のとおりです。

- (1) 応募の内容が「当事業内容の趣旨」にあっているか
- (2) 応募する団体が「対象者の要件」を満たしているか
- (3) 応募内容について以下の点で評価します

- ① 創造性：新たに又は発展的に取り組む活動であること。事業の広がりが期待できること。

- ② 自主性：自主的に取り組まれる活動であること。
- ③ 継続性：一過性ではなく、継続性が見込まれる活動であること。
- ④ 実現性：企画、運営、方法、スケジュールなど実現可能な活動であること。
- ⑤ 公益性：特定の対象への限定的な活動ではなく、地域の課題やニーズなど、地域の実情に対応した活動であること。
- ⑥ 費用の妥当性：経費見積りが活動内容に見合ったものであり、経費削減に努めていること。

## 8 選考結果

2020年6月30日（火）ごろに発送を予定しております。

なお、審査の結果により、当事業の趣旨に添わない内容や経費については、減額や不採択となる場合がございます。

## 9 報告義務等について

事業完了後に活動実績報告等を提出していただきます（提出期限は補助事業が完了した日から30日以内または2021年3月31日）。また、中間報告またはヒアリング等をさせていただくこともあります。年度末（2月～3月）には成果発表会（公開プレゼンテーション）を開催いたします。①環境保護・環境美化事業の発表は希望者のみとしますが、②環境企画・環境教育事業、③環境団体の自主事業の構築・確立事業は、必ず発表をお願いします。

## 10 応募方法

所定の応募様式に必要事項をご記入のうえ、下記の応募先まで、ご持参や郵送、宅配便または電子メールにて、1部ご提出ください。

- ※ ファクシミリでのご応募は受け付けません。
- ※ メールは 3MB/通とし、送信された後は必ず確認のお電話をお願いします。
- ※ 応募様式は word 形式のファイルを KANNE ホームページからダウンロードできます。メールにてお問い合わせいただければ、データ（word 形式）にてお送りいたします。
- ※ パソコン等で作成される場合、枠の大きさを広げたり、1つの様式が複数枚に分かれたりするのは構いませんが、記入項目と順序は変更しないでください。

## 11 応募受付開始

2020年5月7日（木）～

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面でのご相談を5月6日まで控えさせていただきます。電話、メール、ファックスではご相談を受け付けておりますので、お気軽にご連絡をください。

## 12 応募締切

2020年6月19日（金）17時必着です。

※応募締切後に申請書類の変更はできません。不備がないようにお願いします。

## 13 補助対象経費一覧

補助対象経費	内 容	備 考
交通費	事業実施に伴う交通費など。	
通信運搬費	郵送及び宅配便料金など。	
借上げ料	会議やイベント開催のための会場利用料、機材リースなど <u>ただし、草刈り機は一日一台あたり上限3,000円とし、自走式草刈り機は一日一台あたり上限10,000円とする。</u> <u>また会員への借上げ料は補助対象経費の対象としない。</u>	
消耗品費等	苗、育苗ポット、用土、肥料、清掃用具、図書・文献購入費、燃料費、事業目的の達成に不可欠な食材、その他事業目的の達成のために必要なもの。 <u>(会員からの購入は対象としない)</u>	
印刷製本費	資料などのコピー代、チラシの作成費など 用紙、プリンターインク、写真現像代	
保険料	事業に関する保険料、ボランティア保険など。 <u>各事業実施時には可能な限り傷害保険に加入すること。</u>	
食糧費	熱中症等の予防のための飲料など、当日の健康維持上必要なもの。 <u>ただし、弁当代などの食糧費は補助対象経費の対象としない。</u>	
備品購入費	事業目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている備品。 <u>ただし、補助対象事業費の20%以下とする。</u>	
報償費	参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費。ただし、当該事業の目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている場合のみ。	

謝金	講師や外部協力者に対する謝金。 ただし、物品による謝礼品、および会員への諸謝金は補助対象経費の対象としない。	
調査費	<u>自団体ではできない専門家によるデータ収集・分析の費用。</u>	③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
事務所費	<u>家賃共益費（上限10万円／月、会員の自宅は対象外）</u>	③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
人件費	会場における、駐車場整理・受付・警備等にあたる臨時雇用等の賃金。ただし、補助対象事業費の20%以下とし、原則、会員への人件費は補助対象経費の対象としない。	②環境企画・環境教育事業と③環境団体の自主事業の構築・確立事業は対象
	<u>事業の専従職員1名の基本給（社会保険料の事業主負担分・各種手当を除く）として上限20万円／月</u>	
その他	特に市長が認めるもの。	③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象

<補助対象経費から差し引くもの>

- ・入場料、参加費など参加者から得られる収入
- ・事業に伴う売り上げなどの収入

※領収書は必ず保管をしてください。

※チラシ、ポスター、備品、被服等には当補助金を活用している旨を明記してください。

## 14 その他

当事業は令和3年度を持ちまして終了予定です。

<お問い合わせ及び応募先>

### NPO 法人唐津環境防災推進機構 KANNE

〒847 - 0013 唐津市南城内 2-6 (担当：藤川)

TEL : 0955 - 80 - 7060 FAX : 0955 - 80 - 7061

E-mail npokanne@psc.bbq.jp

営業時間 午前9時～午後6時

#### 事務所

- ・唐津神社参道沿
- ・黄色の郵便受け
- ※専用駐車場がございません。ご了承下さい。



※お電話で確認のうえ、お越しいただけると助かります。お待たせせずに対応ができると思います。